



## 「年金生活者支援給付金請求」の対象者

受給している年金の種類①～③について、該当する要件をすべて満たしている方が対象です。

①65歳以上（＊1）で、老齢基礎年金（＊2）を受給している方  
請求される方の世帯全員の市町村民税が非課税である。

前年の年金収入額とその他の所得額の合計が以下のとおりである。（＊3）

●昭和31年4月2日以後生まれの方

- ・老齢年金生活者支援給付金…809,000円以下
- ・補足的老齢年金生活者支援給付金…809,000円を超え909,000円以下

●昭和31年4月1日以前生まれの方

- ・老齢年金生活者支援給付金…806,700円以下
- ・補足的老齢年金生活者支援給付金…806,700円を超え906,700円以下

（＊1）請求書は、65歳になる誕生日の前日以降にご提出ください。

（＊2）旧法の老齢年金、旧共済の退職年金、その他の老齢・退職を支給事由とする年金であって、政令で定める年金についても対象となります。

（＊3）障害年金・遺族年金等の非課税収入は含まれません。

### ②障害基礎年金を受給している方

前年の所得額が「4,794,000円+扶養親族の数×38万円」以下である。

### ③遺族基礎年金を受給している方

前年の所得額が「4,794,000円+扶養親族の数×38万円」以下である。